

大学教育の分野別質保証推進委員会設置要綱

〔平成23年6月23日
日本学術会議第127回幹事会決定〕

改正 平成23年 7月11日 日本学術会議第129回幹事会決定
改正 平成23年 9月 1日 日本学術会議第133回幹事会決定
改正 平成23年11月16日 日本学術会議第140回幹事会決定
改正 平成24年 2月20日 日本学術会議第146回幹事会決定
改正 平成24年 3月16日 日本学術会議第148回幹事会決定
改正 平成24年 7月27日 日本学術会議第155回幹事会決定
改正 平成24年10月26日 日本学術会議第163回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、大学教育の分野別質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会において提唱された分野別の教育課程編成上の参照基準の策定及び学位に付記する専攻分野の名称の在り方について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、30名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成26年3月31日まで置かれるものとする。

(分科会)

第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会	学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成26年3月31日
言語・文学分野の参照基準検討分科会	言語・文学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成24年12月20日

法学分野の参照基準 検討分科会	法分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成24年12月20日
経営学分野の参照基準 検討分科会	経営学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成24年8月31日
家政学分野の参照基準 検討分科会	家政学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成25年2月28日
生物学分野の参照基準 検討分科会	生物学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成25年2月28日
数理科学分野の参照基準 検討分科会	数理科学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成25年3月31日
機械工学分野の参照基準 検討分科会	機械工学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成25年3月31日
土木工学・建築学分野の参照基準 検討分科会	土木工学・建築学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	20名以内の会員又は連携会員	平成25年7月31日

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第一担当)において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年 7月11日日本学術会議第129回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年 9月 1日日本学術会議第133回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年11月16日日本学術会議第140回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日日本学術会議第148回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年7月27日日本学術会議第155回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。